

# 外国人労働者の就労扱いについて

環境安全管理室

2018年初版  
2025年4月2版

1. 外国人技能実習生制度の概要 P2
2. 技能実習生受入れの方法 P2
3. 技能実習生制度の区分と在留資格 P3
4. 技能実習生の入国から帰国までの流れ P4
5. 確認のための書類 P5
6. 在留資格一覧表 P6
7. 技能実習制度の職種、作業 P8
8. 特定技能と技能実習 P9
9. 特定技能の日本語試験で必要なレベル P13
10. 外国人労働者が入場する場合 P14
11. 当社での技能実習生災害 P14

## 1. 外国人技能実習制度の概要

外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として1993年に創設された制度です。

2017年11月、「外国人の技能実習の適正な実務及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行され、新たな技能実習制度がスタートしました。

技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るもので、期間は最長5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われます。

## 2. 技能実習生受入れの方式

受け入れる方式には、企業単独型と団体監理型の2つのタイプがあります。

2023年末では企業単独型の受入れが1.7%、団体監理型の受入れが98.3%（技能実習での在留者数ベース）となっています。

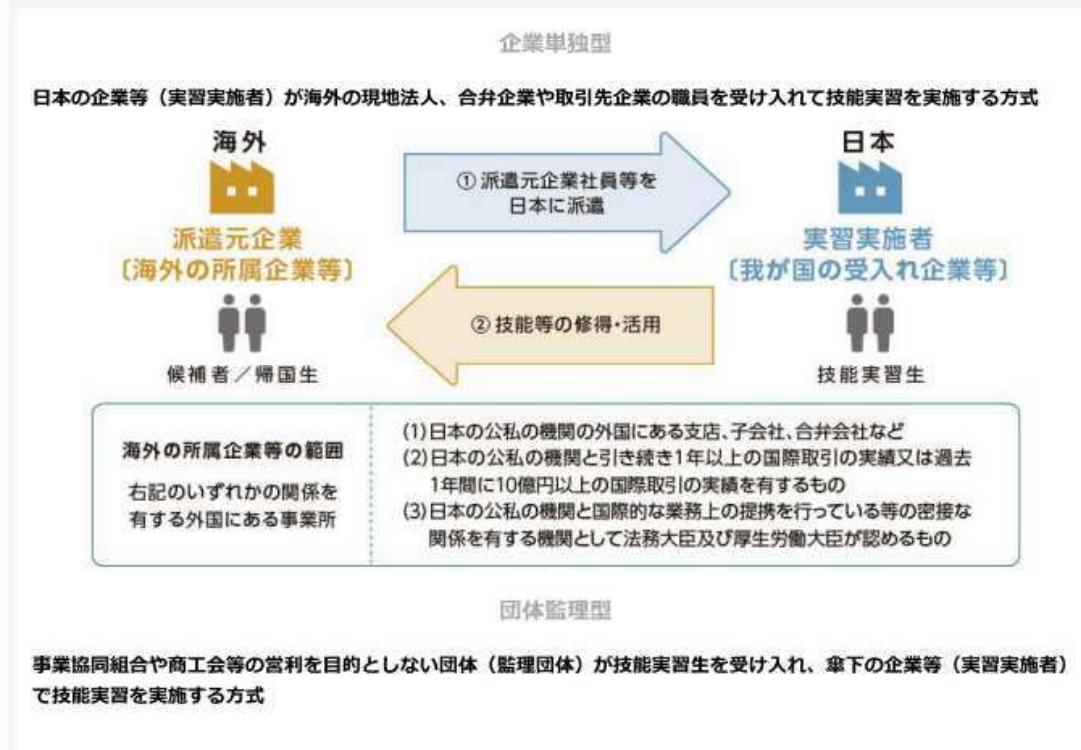
### ①企業単独型：

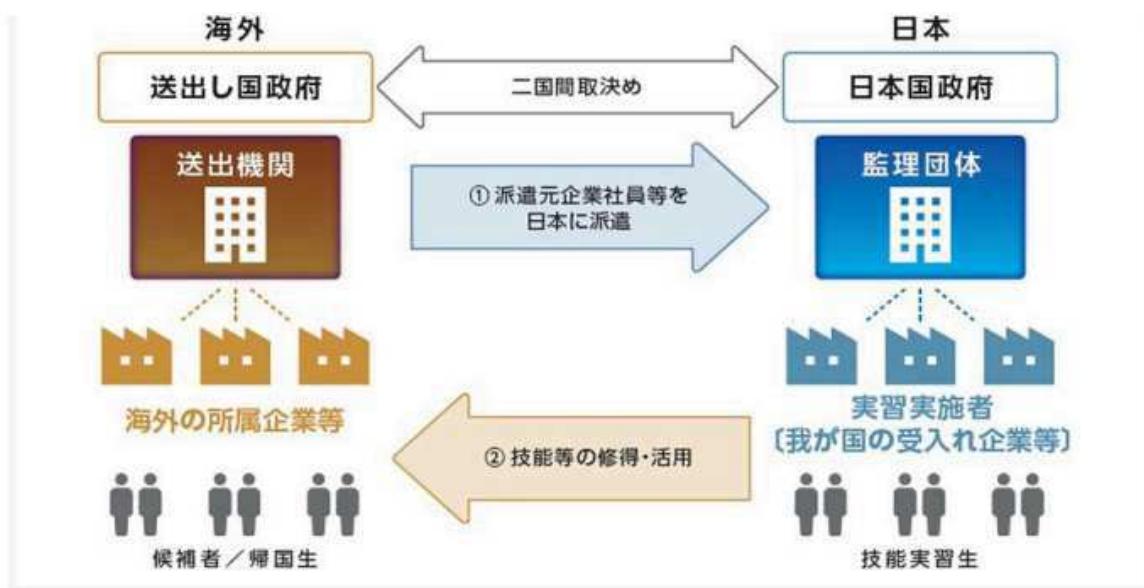
日本の企業等（実習実施者）が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式

### ②団体監理型：

事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式

技能実習生は入国後に、日本語教育や技能実習生の法的保護に必要な知識等についての講習を受けた後、日本の企業等（実習実施者）との雇用関係の下で、実践的な技能等の修得を図ります（企業単独型の場合、講習の実施時期については入国直後でなくとも可能です）。





### 3. 技能実習制度の区分と在留資格

技能実習制度の区分は、企業単独型と団体監理型の受け入れ方式ごとに、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1号技能実習）、2・3年目の技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）、4年目・5年目の技能等に熟達する活動（第3号技能実習）の3つに分けられます。

技能実習制度の区分に応じた在留資格は下表のとおりです。

	企業単独型	団体監理型
<b>入国1年目 (技能等を修得)</b>	第1号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第1号イ」)	第1号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習第1号ロ」)
<b>入国2・3年目 (技能等に習熟)</b>	第2号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第2号イ」)	第2号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習第2号ロ」)
<b>入国4・5年目 (技能等に熟達)</b>	第3号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第3号イ」)	第3号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習第3号ロ」)

第2号技能実習もしくは第3号技能実習に移行が可能な職種・作業（移行対象職種・作業）は主務省令で定められており、また、第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が所定の試験（2号への移行の場合は学科と実技、3号への移行の場合は実技）に合格していることが必要です。

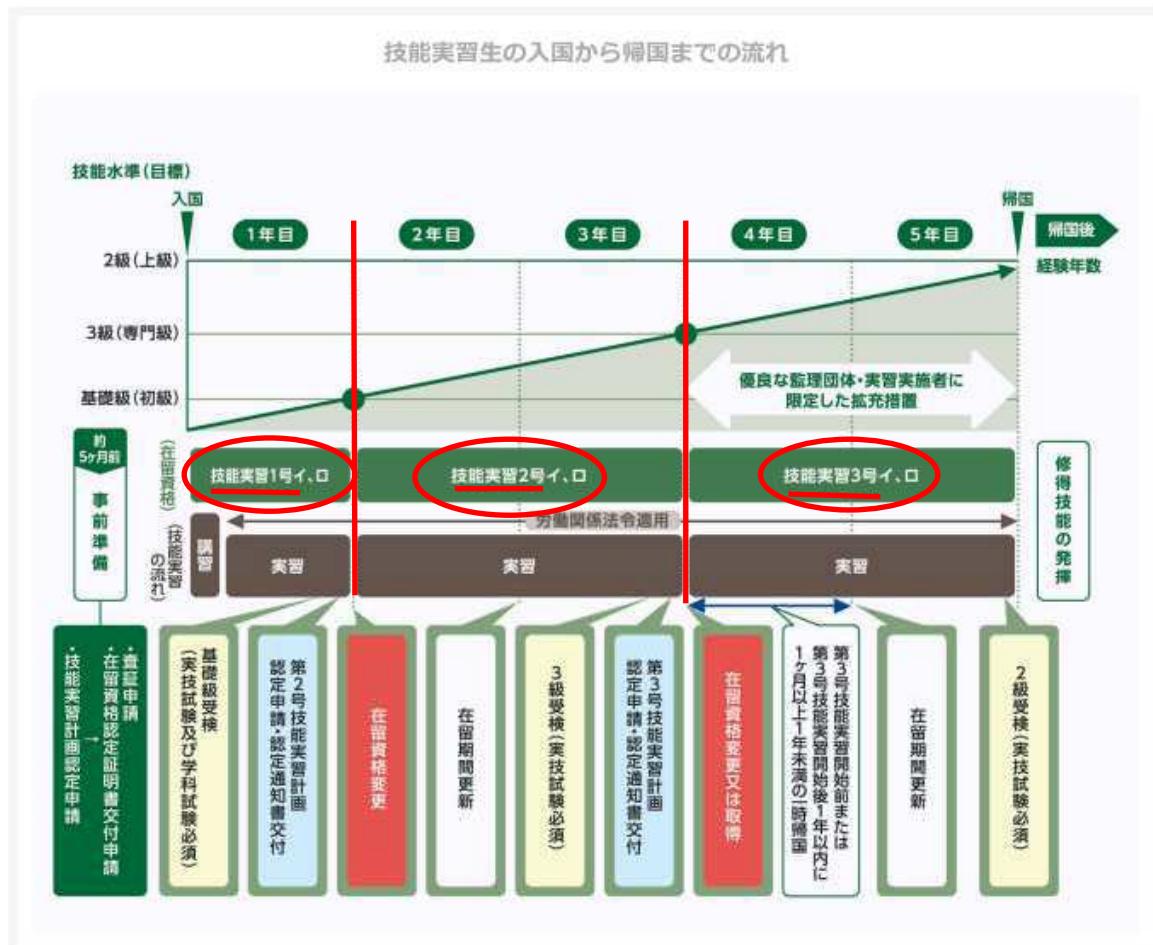
移行対象職種・作業に関する基本的な知識、職種の一覧についてはこちらをご覧ください。

#### 技能実習制度の職種・作業について

## 外国人技能実習制度について

### 4. 技能実習生の入国から帰国までの流れ

技能実習法における技能実習生の入国から帰国までの主な流れは下図のとおりです。



団体監理型で技能実習生を受け入れるには、外国人技能実習機構に対し監理団体の許可申請（初めて受け入れる場合）、技能実習計画の認定申請を、入国管理局に対し在留資格認定証明書交付申請を、順に行う必要があります。

## 5. 確認のための書類（見本）

在留カード例（表面）



在留カード例（裏面）



⑧ 令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出においては、**在留カード番号**の記載が必要です。

※1 上陸許可印



※2 指定書



※3 資格外活動許可書



※4 資格外活動許可証印



### 「在留カード」について

在留カードは、中長期在留者※5に対し、上陸許可や在留資格の変更、在留期間の更新などの在留に関する許可に伴って交付されるものです。

※5 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された人等
- ④特別永住者
- ⑤在留資格を有しない人

出入国在留管理庁ウェブサイト上で、在留カード及び特別永住者証明書（以下、在留カード等）の番号が失効していないか確認することができます。

また、在留カード等の情報が偽造・改ざんされたものでないかどうかを確認することができるアプリも無料配布されています。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等  
番号失効情報照会

<https://lapse-immi.moj.go.jp/>

在留カード等  
読み取るアプリケーション

<http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>



### 留意事項について

日米地位協定に基づき在留する外国人を雇用した場合の外国人雇用状況の届出の記載方法については、ハローワークにご相談ください。

その他、外国人雇用状況の届出に当たり、確認方法や記載方法についてご不明な点がありましたら、ハローワークまでお問い合わせください。

## 6. 参考

## 在留資格一覧表

- 在留資格ごとに在留期間が定められています（令和4年5月25日現在）
- 在留資格については、地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

## ■ 就労目的で在留が認められる外国人

これらの外国人は、各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
教 授	日本の大学もしくはこれに準ずる機関または高等専門学校において研究、研究の指導または教育をする活動	5年、3年、1年または3月	大学教授等
芸 術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の異行の項に掲げる活動を除く)	5年、3年、1年または3月	作曲家、画家、著述家等
宗 教	外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	5年、3年、1年または3月	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報 道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年または3月	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職 1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導または教育をする活動、日本の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学または人文科学の分野に属する知識または技術を要する業務に従事する活動、日本の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行なうまたは管理に従事する活動など	5年（1号）または無期限（2号）	ポイント制による高度人材
経営・管理	日本において貿易その他の事業の経営を行なうまたは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うこととができるないとされている事業の経営または管理に従事する活動を除く)	5年、3年、1年、6月、4月または3月	企業等の経営者・管理者
法 律 ・ 会 計 業 務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律または会計に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	弁護士、公認会計士等
医 療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	医師、歯科医師、看護師
研 究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(この表の教授の項に掲げる活動を除く)	5年、3年、1年または3月	政府関係機関や私企業等の研究者
教 育	日本の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校または各種学校もしくは設備および編制に関してこれに準する教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年または3月	中学校・高等学校等の語学教師等
技 術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務または外国の文化に基づき有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く)	5年、3年、1年または3月	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企 業 内 転 勤	日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	5年、3年、1年または3月	外国の事業所からの転勤者
介 護	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護または介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	介護福祉士
興 行	演劇、芸術、演奏、スポーツ等の興行に係る活動またはその他の芸能活動(この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く)	3年、1年、6月、3月または30日	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技 能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能 1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素材形・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業）に属する相当程度の知識もしくは経験を必要とする技能を要する業務（1号）または熟練した技能を要する業務（2号）に従事する活動	3年、1年または6月（2号）、法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）（1号）	特定産業分野（左記12分野（2号は介護以外の11分野））の各業務従事者

### ■ 身分に基づき在留する者

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者もしくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十九条の二の規定による特別養子または日本人の子として出生した者	5年、3年、1年 または6月	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者もしくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する）の配偶者または永住者等の子として日本で出生し、その後引き続き日本に在留している者	5年、3年、1年 または6月	永住者・特別永住者の配偶者および日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	5年、3年、1年、6月 または法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	第三国定住難民、日系3世、中国残留孤児

### ■ その他の在留資格

在留資格	在留資格の概要	在留期間	
技能実習	研修・技能実習制度は、日本で開発され培われた技術・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたもので、研修生・技能実習生の法的保護およびその法的地位の安定化を図るため、改正入管法（平成22年7月1日施行）により、従来の特定活動から在留資格「技能実習」が新設されました。	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲（1号）、2年を超えない範囲（2号および3号））	
特定活動	EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデーなど	「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定します。 ※届出の際は旅券に添付された指定書により具体的な類型を確認の上、記載してください（P. 3※2を参照してください）。	5年、3年、1年、6月、3年または法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

### ■ 就労活動が認められていない在留資格

留学、家族滞在などの在留資格は就労活動が認められていません。

～就労が認められるためには資格外活動許可が必要です～

出入国在留管理庁により、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週間当たり28時間以内など）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可されます。（例：留学生や家族滞在者のアルバイトなど）

### 参考

## 外国人の雇用に関する参考情報

### 労働基準関係

外国人労働者向けモデル労働条件通知書・労働条件ハンドブック

労働条件をめぐるトラブル防止のためご活用ください。  
(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語、カンボジア語（クメール語）、モンゴル語、ミャンマー語、ネバール語)



外国語版モデル就業規則

就業規則をめぐるトラブル防止のためご活用ください。  
(英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語)



外国人労働者の安全衛生対策について

外国人労働者への安全衛生教育の教材などを掲載しています。



### 生活支援関係

外国人生活支援ポータルサイト、生活・就労ガイドブック

外国人が日本で生活するため必要な情報を掲載しています。



### 雇用管理関係

外国人労働者の人事・労務に関する3つの支援ツール

①「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」、②「雇用管理に役立つ多言語用語集」、③「モデル就業規則やさしい日本語版」を掲載。



外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック

留学生等の採用や活躍に向けて、企業が取り組む際に押さえておくと良い12のポイントをまとめています。



高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために（好事例集）

高度外国人材が雇用管理改善を望む事項についてのアンケートやヒアリング調査を行い、好事例をまとめています。



### 事業主向け支援制度関係

人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成します。



働き方改革推進支援資金（融資制度）

外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主に対する融資制度があります。（詳しくは日本政策金融公庫まで）



## 7. 技能実習制度の職種、作業

### 3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	バーカッショニ式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
道具製作	木製道具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り	タイル張り
かわらふき	かわらふき
左官	左官
配管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地 積込み 回削 締固め
鍛炉	鍛炉

<参考> ほかに建設に関するものとして、別掲の塗装職種に「建築塗装作業」と「鋼橋塗装作業」の2作業がある。注) \*の職種はJITCO認定職種

4 資格外活動許可を得て就労する外国人の場合は、資格外活動許可書を確認する。

① 資格外活動許可の有無

② 許可の期限

③ 許可されている活動の内容

以上のとおり許可を得ている内容が適正であるかを確認する。

日本国政府法務省

資 格 外 活 動 許 可 書	
許可番号	号
1. 姓 索	2. 氏 名
3. 性別 男・女	4. 生年月日 年 月 日
5. 日本における居住地 _____	
6. 職 業(業 種) _____	
7. 上陸(在留)許可作成日 年 月 日	
8. 現に有する在留資格 在留期間 在留期間満了日 年 月 日	
9. 外国人登録証明書番号 _____	
10. 現在の在留活動の内容(受け入れ機関がある場合にはその名前)	
11. 施たに許可された活動の内容	
12. 許可の期間 年 月 日 まで	
<small>出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、上記の活動内容に従事することを許可します。</small>	
<small>ただし、上記の活動を行つ際は、本許可書を携帯しなければなりません。</small>	
年 月 日	
入 国 管 理 部 長	

(注) 住所の大きさは、日本工業規格A表示値とする。

## 8. 特定技能と技能実習

特定技能と技能実習はそれぞれ、いくつかある外国人の在留資格のうちの1つです。

特定技能と技能実習は混同されやすいですが、内容や目的が大きく異なるため、受入れの際には注意しなければなりません。

ここでは、特定技能と技能実習の違いとして代表的なものを10個ご紹介します。

### ①目的

特定技能と技能実習は「外国人を企業で受け入れる」という点では同じですが、受入れの目的が異なります。

特定技能は、日本人の人手不足を補うための制度。

技能実習は、日本で習得した技術を母国に持ち帰って広めてもらうという、国際貢献のための制度です。

### ②作業内容

特定技能は単純労働を含む業務に携われるのに対し、技能実習は単純労働ができません。

特定技能は日本の労働力不足を確保するための制度なので、専門的な知識を必要としない単純労働を含む仕事もすることができます。

対して技能実習は、専門性の高い作業を学ぶために来ているので、単純労働をさせることができません。

ただし、特定技能においても単純労働を「含む」仕事に従事できるのであって、単純労働のみに従事させるものではない点は注意が必要です。

### ③職種

特定技能と技能実習は受け入れられる職種が異なります。

特定技能を受入れ可能な職種は、特定技能1号が16分野、特定技能2号が11分野。

技能実習については90職種です。

※いずれも2024年5月現在

### ④技能水準

特定技能と技能実習は求められる技能水準が異なります。

特定技能は、1号・2号ともに、就労する分野の知識が一定以上あることが条件です。  
これに対し、技能実習は入国前に特定の技能を習得する必要がありません。

### ⑤試験

技能実習の場合は、介護職種のみ日本語能力検定N4レベルであることが求められますが、その他の職種では特に試験はありません。

## ⑥働き方

特定技能は「就労」なので、同じ職種であれば転職可能です。

対して技能実習は「実習」であり、就労しているわけではないため、転職といった概念自体が当てはまらず、仕事を変えることは原則できません。

## ⑦在留期間

特定技能の在留期間は、特定技能1号が通算5年、特定技能2号が上限なしです。

技能実習は1号が1年以内、2号が2年以内、3号が2年以内（合計最長5年）と期間に限りがあります。

## ⑧家族の帯同

特定技能2号のみ、要件を満たせば家族（配偶者、子）の帯同が認められています。

## ⑨受け入れ人数

特定技能は、「（1号特定技能外国人と）外国人建設就労者（との合計）の数が、常勤職員の数を超えないこと」という定めがあります。

上記制限の範囲内であれば、「労働力不足を補うため」の制度なので、基本的に企業ごとの受け入れ人数に制限はありません。

ただし、建設分野では企業単位、介護分野では事業所単位で人数枠が設定されています。

技能実習は、技能を習得してもらうことに重きを置いているため、しっかりと指導ができる人数に抑える必要があります。

そのため、技能実習は、企業規模ごとに職員数などに応じて人数枠があります。

特定技能の受け入れ人数については、こちらもご覧ください。

[特定技能外国人の受け入れの人数枠は？建設分野は人数制限がある？](#)

## ⑩関係団体

特定技能は、企業と特定技能外国人は「雇用関係」にあるため、基本的にはその2者間で完結します。  
(日本での生活のサポートなどを行う登録支援機関が介在することもあります)

## 特定技能と技能実習の違いから考えたいこと

特定技能は労働力不足を補うための即戦力が得られる一方、高いレベルの技能や日本語力が求められるため、そもそも母数が少なくなりやすいという面があります。

しかし、特定技能「2号」の場合は在留期間に上限が無く、家族の帯同も認められるなど、日本にしつかり根付いて仕事をしてくれる点が魅力です。

また、海外の知見や文化の違いを生かして、グローバルな事業展開を行える可能性もあります。

技能実習の場合は試験などがないため母数が多く、人が集まりやすいのが特徴です。

特定の技能に長けているわけではないので、日本語とともに指導していくのにはやや骨が折れるかもしれません、初心者ならではの順応性や吸収力が期待できるでしょう。

未経験OK・家族の帯同不可という点から、若い世代が集まりやすいという面もあります。

## 技能実習は特定技能に移行も可能。その方法とは？

技能実習において実習先が悩みがちなのが「せっかく技術を丁寧に教えて、母国に帰ってしまう」という点。

そもそも「習得した技術を母国に持ち帰る」ことが目的なのですが、実習を通して一から丁寧に指導していくうちに「今後も働いてほしいな」と思うのは自然な流れでしょう。

技能実習生としても、せっかく日本に慣れた頃に母国に帰るのはもったいないと感じる人も少なくないはずです。

そんな技能実習ならではの悩みを解決できるのが、技能実習から特定技能への移行です。

技能実習2号を2年10ヶ月以上、良好に修了した技能実習生は、同職種の分野に限り特定技能1号へ移行することができます。

特定技能1号を取得するためには「技能試験」と「日本語能力試験」が必要ですが、これも免除されます。

移行方法としては、書類の提出のみ。

技能実習2号の在留期限が終了する前に、管轄の地方出入国在留管理局に「在留資格変更許可申請書」と「特定技能1号」取得に必要な書類を提出すると、特定技能1号に移行することができます。

世間のイメージとして、ひとくくりにされがちな「特定技能」と「技能実習」。  
しかし、制度の目的や内容は異なる点が多く、両者はまったくの別物です。

特定技能は、日本の労働力不足解消のための即戦力となってもらうのが目的です。  
そのため、特定の産業分野における一定の技能水準を満たしており、かつ、日本語能力もある程度備わ  
っている必要があります。

特定技能2号になれば在留期間に上限が無く、家族の帯同も認められるので、長く仕事を続けてもらう  
こともできるでしょう。

## 9. 特定技能の日本語試験で必要なレベル

特定技能1号では、特定技能試験の合格のほかに日本語検定の合格も必要となります。（特定技能2号では、特定技能試験の合格のみで取得可能）

日本語検定の合格ラインとして、日本語能力試験（JLPT）のN4以上もしくは、JFT-BasicのA2以上合格とされています。

この二つの基準は、「日本語である程度の日常会話ができる」「生活に支障なく話せる」「業務上で必要な日本語能力がある」、これらが満たされる日本語レベルです。

日本語能力試験は、国際交流基金と日本国際教育支援協会によって実施されています。メジャーな日本語試験です。

日本語能力試験は、5段階のレベルに分けられており、そのレベルによって日本語の理解力が異なります。

### 日本語能力試験のレベル

N1～N5まで5段階に分けられています。N1が一番難しく、N5がやさしいレベルです。  
認定の目安は、

日本語レベル	認定の目安
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N4	基本的な日本語を理解することができる
N5	基本的な日本語をある程度理解することができる

特定技能で求められるレベルは、N4となっているため「基本的な日本語を理解することができる」程度が求められます。

N4では、

「基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の無毛でも身近な話題の文章を読んで理解することができる。」

「日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。」  
が認定の目安とされています。

そのため、企業に就職した際に問題なく業務を遂行できるレベルに達していると考えて良いでしょう。

## 10. 人労働者が入場する場合 (協力会社実施事項)

(1) 「施工体制台帳」、「再下請負契約書」の「従事の状況」欄の“有”に○を付けて下さい。

(2) 「作業員名簿」の\*印欄に「外国人技能実習生」又は「外国人建設就労者」の省略記号を記入して下さい。

(3) 外国人技能実習生又は外国人建設就労者が入場する場合、必ず厚生労働省「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」に基づき、必要な措置を講じて下さい。

また、作業所の新規入場者教育時に以下の項目を職長及び本人からヒアリング等行いますので、事前の準備をお願いします。

- ① 当日の作業内容、配置、資格
- ② 在留カードの提示（在留資格・期限確認）
- ③ 日本語の習得度（日常会話、避難経路・合図方法・専門用語等の理解）

## 外国人労働者が入場する場合 (作業所実施事項)

### 【現場入場時の確認と実施事項】

- ・当日の作業内容、配置、資格を確認
- ・在留カード確認（在留資格、期限）
- ・日本語の習得度確認（日常会話、合図方法、安全看板の理解度）
- ・指導員配置有無の確認（入場教育時に指導員同席）
- ・ヘルバンド（ピンク）の装着義務化（どこで何をしているかの明瞭化）  
(日本語に慣れない外国人労働者、技能実習1号、2号)

### 【現場作業時の留意事項】

- ・作業内容や配置が適正かの確認
- ・無資格作業でないかの確認
- ・作業所規則の遵守状況の確認

## 11. 当社での外国人技能実習生の災害 2025年2月末現在

- ・2017年4月 ALC 建込中、吊込み ALC が開口補強アングルに接触外れ腕挟まれ
- ・2019年4月 ECP 板建込中、滑車ホイストが外れ指挟まれ
- ・2023年2月 土工事バックホウ、敷き鉄板吊指具挟まれ
- ・2023年8月 ECP 建込時、指挟まれ
- ・2024年8月 ECP アングル切断時手甲切創
- ・2025年1月 土工事釘踏み